

高校生に多い消費生活相談事例(令和7年度京都府)

高校生の消費生活相談件数 1位 インターネットゲーム

令和7年度 京都府における消費生活相談件数(商品・役務別で主なもの)

	1位			2位		3位	
高校生	インターネット ゲーム (ゲーム課金 等)	化粧品 (美容液、シャ ンプー、洗顔料 等)	各 13 件	健康食品 (ダイエット、ボディメ イクサプリ 等)	12 件	洋服	10 件

令和7年度に京都府内の消費生活相談窓口寄せられた、契約当事者が高校生の相談事例
全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET) 令和8年8月検索

1位 インターネット(オンライン)ゲーム 相談事例

【事例1】ゲーム課金 契約購入金額:約56万円

スマホのキャリア決済でゲーム課金をしていた。保護者は携帯キャリアのアプリを確認できておらず、決済に気づけなかった。キャリア決済代金のクレジットカードの請求で気づいた。プラットフォーム事業者※1に返金を求めたが、却下された。

※1 インターネット上でゲームコンテンツを配信するとともに、有料コンテンツの取引の場を運営する事業者

【事例2】ゲーム課金 契約購入金額:約26万円

アニメのオンラインゲームで課金した。課金でレベルが上がったりガチャ※2を引いてアイテムを入手できる。以前、クラウドストレージを増やす際に入力してもらった保護者のクレジットカード情報が残っていたので利用した。年齢制限なく遊びたかったので20歳と入力した。不正利用の疑いでクレジットカードが停止された後は、自分の口座に紐づけたコード決済で支払った。カード会社から不正利用を疑う書面が届き、保護者に知られた。

※2 ゲーム内のアイテムやキャラクターを引き当てるための電子くじ

1位 化粧品・2位 健康食品 相談事例

【事例3】定期購入(洗顔フォーム) 契約購入金額:約54,000円(初回約1,200円)

動画投稿サイトのCMで見て洗顔フォームを購入した。返金保証があるとも表示されていた。購入後に調べて定期購入だと知った。事業者に連絡したところ、「4回の契約なので、全額支払うまで解約できない」「申込のコースは返金保証の対象外」と言われた。

【事例4】定期購入(ダイエットドリンク) 契約購入金額:約16,000円(初回990円)

SNSの広告に「通常価格の80%OFF」とあったのでサイトをタップして、コンビニ後払いで購入した。注文確認メールを見ると、3か月コースと記載されている。解約するため電話しているが、つながらない。

【事例5】定期購入(ボディメイクサプリ) 契約購入金額:約23,000円(初回1,980円)

SNSの広告を見たサプリメントを購入。1回限りで安く購入できたと思っていたら2回目が届いて定期購入と知った。解約するためには、1回目の正規価格との差額を支払うよう言われた。

【事例6】意図せぬ購入(シャンプー) 契約購入金額:約6,000円

ネットの広告からアンケートに答えていたら、意図せず購入の申込みになっていて、請求書が届いた。

3位 洋服 相談事例

【事例7】ネガティブオプション(ダウンジャケット) 契約購入金額:7,000円

子どもあてに代引きでダウンジャケットが届いた。子どもは注文した覚えがない。送り状に記載された電話番号にかけたが、音声ガイダンスは流れるがオペレーターにつながらない。

【事例8】悪質通販サイト・偽サイト(ブランド服) 契約購入金額:約17,000円

ネットの広告を見てブランドの上着を代引き注文したが、注文したものと違うものが届いた。宅配便の送り状は倉庫業者になっている。

悪質通販サイト・偽サイトに関する他の相談事例

【事例9】（ぬいぐるみ） 契約購入金額：約 32,000 円

入手困難なキャラクターのぬいぐるみをネットで見つけ購入した。購入後に調べると、偽物の可能性が高いことがわかり、キャンセルメールを送ったが返信がない。海外の事業者で電話番号が分からない。

【事例10】（サーキュレーター） 契約購入金額：約 12,000 円

動画投稿サイトの広告を見て、数量限定で販売されていたサーキュレーターを注文したが、広告とは違うおもちゃのような商品が届いた。広告は大手家電量販店の広告と同じものだった。返金してほしい。

その他の相談事例

【事例11】 SNS での課金(アイテム購入) 契約購入金額：約 180 万円

子どもが、SNS で知り合った人に SNS 内アイテムをプレゼントするため課金していた。保護者のスマホ決済アプリから自分のアプリに送金したり、プリペイドカードを購入したりして支払っていた。

【事例12】 月額制サービス(サブスクリプション契約)(ジムの無料体験) 契約購入金額：約 7,500 円

友達からスポーツジムが1か月無料体験できると聞いてアプリで申し込んだ。無料期間内にアプリを削除したのに、後払い決済業者から2か月分の月会費の請求が届いた。解約手続きが要ると知らなかった。

【事例13】 SNS 上での個人間取引(コンサートチケット) 契約購入金額：約 16,000 円

SNS 上でコンサートチケットを購入。代金をコード決済で支払った後、相手と連絡が取れなくなった。

【事例14】 フリマアプリ(ブランドバッグ) 契約購入金額：約 40,000 円

フリマアプリでブランドバッグを購入したが、警察から連絡があり、偽物であることが分かった。フリマアプリ業者に補償を求めたが、適用外と言われた。

【事例15】 ワンクリック詐欺(アダルトサイト) 請求金額：約 26 万円

アダルトサイトを閲覧しようと「18 歳以上」をクリックしたら、高額な請求画面が表示された。誤登録なら退会手続きが必要と表示されていたので「キャンセル」をクリックすると、事業者にかかった。

18 歳から大人～こんなトラブルに気をつけよう！～

未成年者が親権者等の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成人になって結んだ契約は、未成年者取消しができません。

1 位 理美容の相談事例

【事例】 脱毛サロン 契約当事者年齢：19 歳 契約購入金額：約 69 万円

3 年間で 12 回の全身脱毛コースと永久メンテナンスを契約していたが、事業者が倒産し、施術を受けられなくなった。解約したいとメールしたが返信がない。毎月信販会社への支払いは続いている。

2 位 不動産貸借等の相談事例

【事例】 賃貸住宅(退去時の原状回復) 契約当事者年齢：20 歳 請求金額：約 20 万円

2 年間住んだ賃貸住宅の退去の際に、床の傷と壁紙の汚れを指摘され、原状回復費用として約 20 万円を請求された。入居する際にリフォームしたのかは覚えていないが、高すぎると思う。

クーリング・オフのハガキ
を書いてみよう！

(令和4年6月から、メールやFAX、フォームなどでも
通知できるようになりました)

「クーリング・オフ」リーフレット ▶▶



京都府消費生活安全センター
京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ西館 2 階
(消費生活相談) 075-671-0004 【平日 9 時～16 時】

若年消費者
ほっとダイヤル
075-671-0044
【平日 9 時～17 時】

インターネット
消費生活相談

